

營業許可申請書 營業届 (新規、継続、短期)

(☐申請者・届出者氏名 ☐申請者・届出者住所 ☐営業施設名称、屋号又は商号 ☐営業施設所在地 ☐営業施設連絡先)

(営業報告・給食施設 施設番号:第 ー ー 号 □ 施設の構造及び設備等の変更なし。)

【裏面：許可のみ】

該当する場合は✓をつける。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には			
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☒			
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐			
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐			
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別		□①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類			
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 受講日 年 月 日			
	使用水の種類		自動車登録番号及び車台番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
	① 水道水 (☒ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道)		自動車登録番号			
業種に応じた情報	② ☐ ①以外の飲用に適する水		車台番号			
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐			
	ふぐの処理を行う施設 (ふりがな) しょくひん ふじこ ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 食品 藤子		ふぐの処理を行う場合、別途、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第8条の規定に基づく認証を受ける必要があります。 認定番号等 〇〇県 第〇〇〇〇〇号			
添付書類	☒ 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）		☐			
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐			
	☐		☐			
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨					
	許可番号及び許可年月日					
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類		備考	
	1	第 — — 号 年 月 日	飲食店営業			
	2	第 — — 号 年 月 日				
	3	第 — — 号 年 月 日				
	4	第 — — 号 年 月 日				
備考						